

議案第54号

三好文化広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、三好文化広場の廃止に伴い必要があるからである。

## 三好文化広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

三好文化広場の設置及び管理に関する条例（昭和５６年三好町条例第１０号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和５年１１月１日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する損害賠償及び過料の適用については、なお従前の例による。